

平成27年 4月13日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 の皆様

高知市総務部 契約課

平成27年度 入札・契約制度の改正等について（案）

平成27年度に高知市が発注する建設工事に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

1 工事費内訳書の提出対象の拡大

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、すべての建設工事の入札において、入札時に工事費内訳書の提出が必要となります。

（4月1日施行。ただし4月14日以降に公告又は指名通知するものから適用する。）

※ 工事費内訳書の様式及び記載例は添付の「工事費内訳書の様式」をご覧ください。

2 施工体制台帳の作成・提出義務の拡大

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、下請契約を締結する工事については、施工体制台帳の作成・提出が義務化となります。

（4月1日以降に契約が締結された公共工事について適用する。）

3 予定価格の端数処理

一般競争入札対象工事での、予定価格の万円未満を切り捨てた額とする端数処理の試行について、平成27年度からは行わないこととします。（4月1日以降に発注されたすべての工事において千円未満を切り捨てた額を予定価格とする端数処理を行います。）

4 工事関連委託業務の一般競争入札の適用範囲を拡大

1,000万円以上の業務で、平成27年度からは本格運用を行います。（ただし、建築物に係る設計委託業務は除きます。）

5 電子入札の開始

高知市では、平成27年度第2四半期から、電子入札を開始します。

※ 電子入札の開始については、添付の「電子入札開始のお知らせ」をご覧ください。

6 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成26年度からの変更はありません。一部文言整理を行っています。

※ 平成27年度の評価項目及び評価基準は別添「総合評価落札方式評価項目及び評価基準」をご覧ください。

7 建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置の継続

平成25年12月18日から施行している暫定措置を平成27年度も当面継続します。暫定措置を終了する場合はホームページにてお知らせします。

※ 平成25年12月18日施行の暫定措置は、別添「建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置について（通知）」をご覧ください。

8 優良建設工事施工者表彰制度の見直し

平成27年度から優良建設工事施工者表彰の対象工事として上下水道局発注工事も含めます。

以上

事務担当 高知市 総務部 契約課
高知市本町5丁目1番45号（本庁舎4階）
TEL:088-823-9416 FAX:088-823-9496
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp